

June 3, 2024

Company name	Datasection Inc.
Representative	Shinichi Iwata, President, CEO and CFO (Code No. 3905, TSE Growth)
Contact	Shinichi Iwata, President, CEO and CFO TEL. +81 50-3649-4858

### **Notice Regarding Partial Amendments to the Articles of Incorporation**

At a meeting of the Board of Directors held on May 31, 2024, the Company resolved to submit a proposal for “Partial Amendments to the Articles of Incorporation” to the 24th Annual General Meeting of Shareholders scheduled for June 27, 2024. The details are as follows:

#### **1. Reasons for the Amendments to the Articles of Incorporation**

- 1) In order to respond to the diversification of business activities and the expansion of future business areas, Article 2 (Purpose) of the current Articles of Incorporation will be amended to add business purposes and make necessary changes.
- 2) To clarify the management responsibilities of directors and establish a management system that can respond promptly to changes in the business environment, the term of office for directors will be shortened from two years to one year, and necessary changes will be made to Article 20 (Term of Office) of the current Articles of Incorporation.
- 3) In addition, necessary changes will be made, including the renumbering of articles and corrections of wording in accordance with the above amendments.

#### **2. Details of the Amendments to the Articles of Incorporation**

The content of the amendments is as per the attached document.

#### **3. Schedule**

Date of the General Meeting of Shareholders for the amendments: June 27, 2024 (scheduled)

Effective date of the amendments: June 27, 2024 (scheduled)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>情報処理および情報提供サービス</u></p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(3) <u>書籍、雑誌等の編集、出版および販売</u></p> <p>(4) (条文省略)</p> <p>(5) <u>コンピューター、システムおよびソフトウェアの開発、販売、賃貸、設置およびメンテナンスならびにこれらに関連するコンサルティング</u></p> <p>(6) (条文省略)</p> <p>(7) (条文省略)</p> <p>(8) 食料品、清涼飲料水、衣料品、日用雑貨、医薬品、医薬部外品、保育用品、育児用品、住宅設備機器、厨房機器の販売、宅配<u>および医療用器材、医療 機器類、福祉用具、介護用品、医療用品、衛生用品、リハビリテーション 機器、運動機器、運動用具の製造、販売、宅配、レンタルならびに輸出入事業</u></p> <p>(9) (条文省略)</p> <p>(10) (条文省略)</p> <p>(11) <u>書籍、教材の出版、企画、制作および販売事業</u></p> <p>(12) <u>語学に関する書籍、教材、ソフトウェアの企画・制作、出版および販売</u></p> <p>(13) <u>人工知能に関する技術の研究、企画、開発、販売、保守およびコンサルティングに関する業務</u></p> <p style="padding-left: 40px;">( 新 設 )</p> <p style="padding-left: 40px;">( 新 設 )</p> <p style="padding-left: 40px;">( 新 設 )</p> <p><u>(14) (条文省略)</u></p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>情報処理及び情報提供サービス</u></p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) <u>書籍、雑誌等の編集、出版及び販売</u></p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) <u>コンピューター、システム及びソフトウェアの開発、販売、賃貸、設置、及び保守運用並びにこれらに関連するコンサルティング</u></p> <p>(6) (現行どおり)</p> <p>(7) (現行どおり)</p> <p>(8) 食料品、清涼飲料水、衣料品、日用雑貨、医薬品、医薬部外品、保育用品、育児用品、住宅設備機器、厨房機器の販売、宅配<u>及び医療用器材、医療 機器類、福祉用具、介護用品、医療用品、衛生用品、リハビリテーション 機器、運動機器、運動用具の製造、販売、宅配、レンタル並びに輸出入事業</u></p> <p>(9) (現行どおり)</p> <p>(10) (現行どおり)</p> <p>(11) <u>書籍、教材の出版、企画、制作及び販売事業</u></p> <p>(12) <u>語学に関する書籍、教材、ソフトウェアの企画・制作、出版及び販売</u></p> <p>(13) <u>人工知能に関する技術の研究、企画、開発、販売、保守及びコンサルティングに関する業務</u></p> <p><u>(14) 労働者派遣事業</u></p> <p><u>(15) 経理、財務、人事、法務、税務、労務、コンプライアンス、内部統制、資産管理等に関する支援業務</u></p> <p><u>(16) データセンター運営事業及びこれらに付帯するハードウェア若しくはソフトウェアの販売又は貸与等の事業</u></p> <p><u>(17) (現行どおり)</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載<u>または</u>記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載<u>または</u>記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。<u>但し</u>、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第35条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載<u>または</u>記録し、出席した監査役がこれに記名押印<u>または</u>電子署名する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第36条 監査役会に関する事項は、法令<u>または</u>本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載<u>又は</u>記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載<u>又は</u>記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。<u>ただし</u>、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第35条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載<u>又は</u>記録し、出席した監査役がこれに記名押印<u>又は</u>電子署名する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第36条 監査役会に関する事項は、法令<u>又は</u>本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第42条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>4. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. 未払の期末配当金<u>及び</u>中間配当金には利息をつけない。</p>

以上